

平成 19 年 12 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社フルキャストテクノロジー
代表者の役職・氏名 代表取締役社長 貝塚 志朗
(JASDAQ コード番号 2458)
問 い 合 わ せ 先 取締役管理本部長 岩田 剛司
電 話 番 号 03 - 3780 - 8321

事業の譲受けに関するお知らせ

平成 19 年 12 月 27 日開催の取締役会において、株式会社エグゼコムニケーションズ（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長：森松 信幸）が展開するネットワークエンジニアの人材派遣部門ならびにこれに付随する部門を譲受ける事を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 事業譲受けの理由

当社は製造業の製品開発部門に設計・開発エンジニアを派遣する常用雇用型の技術者派遣事業を展開しております。

株式会社エグゼコムニケーションズはソフトウェアの開発・販売ならびにネットワークエンジニアの人材派遣事業の展開をしておりますが、ソフトウェアの開発費用が多額にのぼった事から資金繰りが困難になり、平成19年10月9日に民事再生法の適用の申立を行い、同年10月16日に再生手続開始が決定をされております。

当社においては、将来的な提携を前提として、民事再生法適用申請の直前より資金支援の実施をしております。

このような状況下において、株式会社エグゼコムニケーションズが展開しておりますネットワークエンジニアの人材派遣事業においては、ネットワークエンジニアが慢性的に不足しており、今後の事業の成長性と収益性が見込める事、また当社の展開する技術者派遣事業と採用面・教育面等における相乗効果が見込める事から当該部門を譲受ける事といたしました。

2. 事業の譲受けの内容

(1) 譲受け事業部門の内容

株式会社エグゼコムニケーションズ（民事再生法適用会社）が展開している、ソフトウェアならびにネットワークエンジニアのアウトソーシング部門ならびにそれに付随する部門。

(2) 譲受け部門の主な経営成績

	譲渡部門(A) (平成19年3月期)	当社(B) (平成18年9月期)	(A)/(B)×100
資産	—	4,036,648千円	—
負債	—	1,594,297千円	—
売上高	1,187,465千円	8,638,949千円	13.7%
売上総利益	—	2,203,484千円	—
営業利益	20,287千円	473,955千円	4.2%
経常利益	20,823千円	474,458千円	4.4%
当期純利益	—	284,838千円	—

注1. 株式会社エグゼコミュニケーションズにおいては部門毎の貸借対照表の集計をおこなっておりませんので譲受け部門の資産・負債は未記載としております。

2. 株式会社エグゼコミュニケーションズにおいては平成18年3月期については部門毎の集計をしていない為、未記載としております。

3. 株式会社エグゼコミュニケーションズにおいては原価計算の実施をしていない為、売上総利益は未記載としております。

4. 株式会社エグゼコミュニケーションズにおいては部門毎の法人税等の集計をしていない為、当期純利益は未記載としております。

(3) 譲受け部門の資産・負債の項目及び金額

本件の事業の譲受けに関して資産、負債の引継ぎは行なわない予定でおります。

(4) 譲受けの価額及び決済方法

① 譲受け価額

譲受け価額は400百万円（公租公課含む。）

② 決済方法

譲受け価額の決済方法については、譲渡契約書において定めた期日に、譲渡代金相当額を株式会社エグゼコミュニケーションズ（民事再生法適用会社）の代理人弁護士の指定口座に預託し、事業譲渡日に当該預託金を譲渡代金に充たいたします。

3. 事業譲受け先の概要

(1) 商号	株式会社エグゼコミュニケーションズ			
(2) 本店所在地	東京都渋谷区渋谷三丁目12番18号			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 森松 信幸			
(4) 設立年月日	平成12年5月31日			
(5) 資本金の額	911,425千円(平成19年9月30日現在)			
(6) 大株主 (平成19年9月30日現在)	氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数	発行済株式総数 に占める割合
	四宮 玄介	東京都世田谷区	7,050株	36.6%
(7) 事業の内容	インターネットに関するコンピューターソフトウェアの開発・販売 インターネットの接続仲介業、アクセスサービス業 インターネットのホームページの企画、立案、製作及びメンテナンス 業務			
(8) 提出会社との関係	資本関係	該当事項はありません		
	人的関係	該当事項はありません		
	取引関係	当社が資金の貸付をおこなっております。		

4. 日程

平成19年12月27日 当社取締役会において事業譲受けに関する承認決議

平成19年12月27日 事業譲渡契約書締結

平成20年2月1日 事業譲受け日(予定)

※ 会社法第468条第2項の規定により、株主総会の承認を得ることなく事業の譲受けを実施いたします。

5. 会計処理の概要

本件の事業の譲受けについては企業結合会計基準上の「取得」に該当する見込であります。この処理に伴い、のれんが発生いたします。発生する金額は現時点では未定であり、発生したのれんの償却期間は会計監査人と協議の上、その効果がおよぶ見積期間を算定し、定額法により償却をおこなう予定であります。

6. 今後の見通し

本件の事業の譲受けに伴う、平成20年9月期の業績に与える影響は現在精査中であり、確定次第お知らせいたします。

以上